

新旧対照表

沖縄県公立大学法人評価委員会傍聴要領（令和2年7月31日沖縄県公立大学法人評価委員会決定） 新旧対照表	
改正案	現行
<p>沖縄県公立大学法人<u>沖縄県立芸術大学</u>評価委員会傍聴要領（案）</p> <p>令和2年7月31日 沖縄県公立大学法人評価委員会決定 令和4年 月 日 <u>沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会改正</u></p>	<p>沖縄県公立大学法人 _____ 評価委員会傍聴要領</p> <p>令和2年7月31日 沖縄県公立大学法人評価委員会決定 _____</p>
<p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。</p> <p>(2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の1時間前からです。</p> <p>(3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。</p> <p>(4) 会議の傍聴定員は若干名です。</p>	<p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。</p> <p>(2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の1時間前からです。</p> <p>(3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。</p> <p>(4) 会議の傍聴定員は若干名です。</p>
<p>2 会議の秩序の維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。</p> <p>(3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。</p>	<p>2 会議の秩序の維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。</p> <p>(3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。</p>
<p>3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項</p> <p>傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。</p>	<p>3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項</p> <p>傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。</p> <p>(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。</p>

- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(注) 下線部：改正の対照箇所